

四国版トラベルサブスクリプション
「Go to SHIKOKU!! 施設入場割引キャンペーン」事業仕様書

1 委託業務の名称

四国版トラベルサブスクリプション「Go to SHIKOKU!! 施設入場割引キャンペーン」事業

2 委託業務の目的

アフターコロナを見据え、一定期間、四国内の観光施設を「いつでも」「格安に」利用できるようにすることで、四国内の周遊観光の促進を図る。

3 業務概要

(1) 内容

四国内の観光施設に、一定期間内に有料（サブスクリプション）で、複数の施設をお得に入場できるキャンペーン（以下「キャンペーン」という。）を実施する。

(2) キャンペーン期間

2020年8月1日～2021年3月31日

(注1)キャンペーン開始時期は、変更する場合がある

(注2)キャンペーン期間中であっても、当初設定した利用者数に達した時点で、キャンペーンは終了する

(3) 実施場所

四国内の観光施設

(4) 観光施設数

約40施設（1県あたり10施設を目安とし、一県に集中しないこと）

4 委託業務の内容

キャンペーンを実施するため、次の業務を一体的に実施すること。

なお、業務の実施に当たっては、一般社団法人四国ツーリズム創造機構（以下「甲」という。）と連携を取りながら進めていくものとする。

(1) 観光施設へのキャンペーン参加交渉や精算、キャンペーン申込者からの受付及び入場料徴収、システムの構築等

ア 甲が指定した観光施設について、キャンペーンへの参加交渉及び契約業務

イ キャンペーン申込者から受付及び入場料の徴収

ウ 利用者数に応じた契約観光施設への精算代行業務

エ 上記イ及びウを実施するにあたり必要なシステムの構築（android、IOS 対応）。

なお、システム構築にあたっては、「SNS拡散機能」、「口コミ投稿機能」を付けること。

※詳しくは、別添企画概要（イメージ）を参照

エ システムのデザイン

(2) 関係者への説明等

システム、及びキャンペーンスキームの契約観光施設など関係者への説明、及びそれに付随する資料作成

(3) プロモーション

ア 企画提案事業者（以下「乙」という。）の会員及び顧客へのプロモーション
イ SNS等を活用した効果的なプロモーション

(4) データ分析等

キャンペーン終了後の利用者データの収集・分析、及び報告

5 その他

(1) 本業務を実施するに当たり、甲と十分な協議及び調整を行うこと。

(2) 委託業務の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）及び所有権は、甲に帰属するものとする。また、委託事業者は、著作権法上の権利のうち、著作権人格権（著作権法第18条から第20条までに規定される権利をいう。）を合理的な理由がない限り行使しないものとする。

(3) 乙は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

(4) 乙は、甲の承諾なしに本業務により制作された成果品及び資料を他に流用することはできない。

(5) この事業により構築されたシステムについて、キャンペーン終了後に甲が使用する場合は、乙と協議のうえ、使用できるものとする。

- 名称：「四国版トラベルサブスクリプション」Go to SHIKOKU!!
- 期間：2020年8月～2021年3月31日
- 内容：2,000円のプランを購入いただくと3施設入場（利用）可能 ※プラン有効期間3日間
- その他：一部、優先申込の特典設定予定

